【産業廃棄物管理票（マニフェスト）について】

① 自己運搬の場合

マニフェストは不要ですが、完了検査等で必要な場合は持参してください。

② 収集運搬を委託する場合

排出事業者は運搬業者に対しマニフェストを交付し、処分場搬入時にマニフェスト及びその写しを提出させてください。また、運搬業者は搬入終了時に必要事項が記載されたものを受け取り、排出事業者に写しを送付してください。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、公共の処分場に処分委託する場合はマニフェスト交付義務はありません（規則第8条の 19 第 1 号）。しかし、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により、南本牧処分場に処分を託する場合はマニフェスト等の提出が義務付けられています（条例第 38 条）。

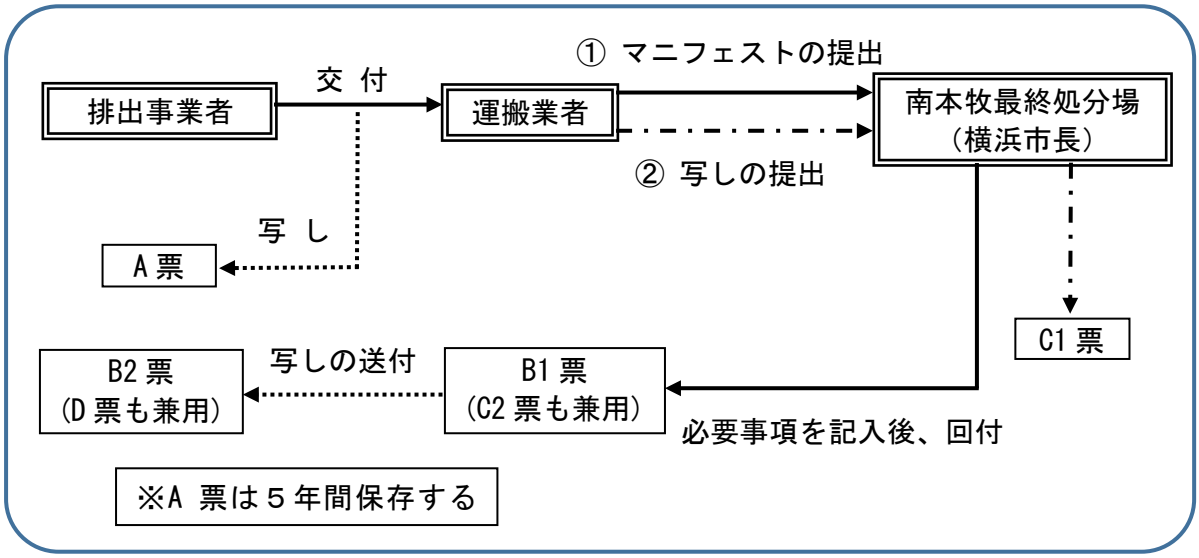

＜マニフェストの入手先＞

・㈳神奈川県産業資源循環協会
・㈳神奈川県建設業協会［建設系の場合に限る］

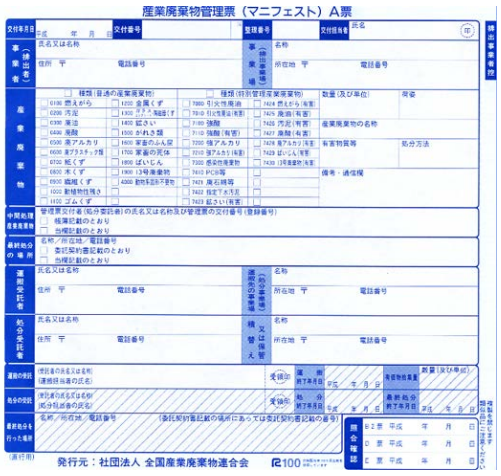

＜よくある質問＞

Q.処分事業場は何を記入するのか

A.名称：南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場
　住所：横浜市中区南本牧3番1、4番1地先

Q.処分受託者は何を記入するのか

A.名称：横浜市
　住所：横浜市中区本町6-50-10